

議案第 89 号

墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例及びすみだ環境基本条例の一部
部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 3 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例及びすみだ環境基本条例の一部
部を改正する条例

(墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部改正)

第 1 条 墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成 11 年墨田区条例第 38 号）
の一部を次のように改正する。

第 7 条及び第 8 条を次のように改める。

第 7 条及び第 8 条 削除

第 16 条第 1 項中「規則」を「墨田区規則（以下「規則」という。）」に改める。
(すみだ環境基本条例の一部改正)

第 2 条 すみだ環境基本条例（平成 17 年墨田区条例第 57 号）の一部を次のように
改正する。

第 7 条第 3 項中「墨田区環境審議会」を「墨田区資源環境審議会」に改める。

第 16 条の見出しを「（資源環境審議会）」に改め、同条第 1 項中「墨田区環境
審議会」を「墨田区資源環境審議会」に改め、同条第 2 項第 3 号中「前 2 号」を
「前 3 号」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 一般廃棄物の減量等及び資源の循環的利用に関する事項

第 16 条第 4 項中「15 人」を「20 人」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日
から施行する。

2 この条例の施行の日以後の墨田区資源環境審議会の設置に関し必要な手続、準備行為等は、同日前においても、この条例による改正後のすみだ環境基本条例の規定の例により行うことができる。

(提案理由)

ゼロカーボンシティ及び資源循環型社会の実現に向けた取組を促進するため、墨田区廃棄物減量等推進審議会と墨田区環境審議会とを統合した上で再編し、新たに墨田区資源環境審議会を設置するほか、所要の規定整備をする必要がある。